定期監査の結果について(公表)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和2年6月26日

三浦市監査委員 長 治 克 行

三浦市監査委員 出 口 正 雄

(事務担当 監査委員事務局)

定期監査報告書 【令和2年度(前期)】 三浦市監査委員

1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象部課

政策部(市長室、政策課、財政課)、総務部(人事課、法制文書課、財産管理課、契約課、税務課、防災課)

3 監査の対象範囲

令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)に執行した事務 事業(地方自治法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び同条 第2項の規定による事務の執行)

4 監査の実施期間

令和2年4月17日~令和2年5月25日

5 監査の実施場所

三浦市役所第2分館 監査委員事務局

6 監査実施上の着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) その他の財務に関する事務が適切に行われているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

7 重点監查項目

- (1) 収入関係: 徴収手続きは適正か。
- (2) 契約関係:契約書が適正に作成されているか。

8 監査の実施内容

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについてリスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- (2) 提出された書類・帳票の中から事務事業が法令・条例・規則及び業務マニュアル等に従って実施されているか調査を行った。
- (3) 印紙類等が適切に管理されているかの確認作業の実施は見送った。
 - ※監査対象課で保管している会計管理者保管金(つり銭資金)の確認については、 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令を受け、実査の実施を見送った。
- (4) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に担当部課長及び関係職員に書面及び電話等により質問を行った。
 - ※新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令を受け、実施方法を会議(対面) 方式から書面及び電話等による質疑方式に変更して実施した。
- (5) 監査の実施にあたっては、三浦市監査基準に準拠し実施した。

9 監査の結果

上記1から8までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

ただし、事務処理上の一部に軽微ではあるが留意すべき事項が見受けられたので、より適正な事務の執行に努められたい。

(以上)